

(案)

資料 1—2

個 情 第 〇 〇 号  
令和 3 年 9 月 〇 日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
文部科学大臣 萩生田 光一 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿  
経済産業大臣 梶山 弘志 殿

個人情報保護委員会委員長  
丹野 美絵子  
( 公 印 省 略 )

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に  
基づく主務省令の変更について (回答)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律 (平成 29 年  
法律第 28 号) 第 39 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 26 日付け府医事第 59  
号、3 文科振第 215 号、厚生労働省発医政 0826 第 2 号及び 20210819 商第 3 号をも  
って協議のあった件について、異存はない。